



令和7年度風しん予防接種 費用助成のお知らせ



妊婦への風しん感染を予防することを目的に、風しん予防接種費用の一部助成をしています。

◆対象者

接種日において総社市に住民登録をされている、妊娠を希望している女性とその夫、または現在妊娠している女性の夫で、次のいずれかに該当される方

- (1) 昭和50年4月2日から平成2年4月1日生まれの方
- (2) 平成2年4月2日以降に生まれた方で、風しん抗体検査を受けた結果、抗体価が低いと判定され、風しん含有ワクチンの接種を推奨された方

◆助成額 **風しん単独ワクチン、麻しん・風しん混合（MR）ワクチンのいずれかを接種上限3,000円**（生涯に1回限り助成します）

※ 予防接種費用額が助成額に満たないときは、当該接種費用額を助成します

◆助成対象期間 **令和7年4月1日～令和8年3月31日に接種したもの**

◆助成方法

市内医療機関 (受領委任払)	接種後、支払いの際に、各医療機関で定める予防接種料金から助成額を差し引いた金額を請求されますので、その額を支払ってください。
市外医療機関 (償還給付)	医療機関にいったん、接種費用全額を支払ってから、市役所窓口へ請求することにより、助成を受けることができます。 ※請求（償還給付）に必要な書類等 ・総社市風しん予防接種費用助成事業償還給付申請書 ・予防接種を受けたことを証明する領収書 (対象者名、予防接種の種類等が記載されたもの。レシート・コピーは不可) ・接種者本人の振込口座が確認できるもの（通帳等） ・<u>対象者（2）の場合は抗体検査結果が記載されている書類</u> ★申請期限 令和8年4月10日（金）



◆その他

- ・接種出来る市内医療機関は、総社市のホームページをご覧ください。
- ・接種の際には事前に各医療機関に予約、相談してください。
- ・予診のみの場合は、助成対象になりません。



◆問い合わせ先

〒719-1192 総社市中央1-1-1 こども課母子保健係 電話 0866-92-8261